

◎地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第5号）

1 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。

- (1) 一般職の職員等の旅費に関する条例（第1条関係）
- (2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（第2条関係）
- (3) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（第3条関係）
- (4) 職員の職務に係る倫理の保持に関する条例（第4条関係）
- (5) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（第5条関係）
- (6) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（第6条関係）

2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 特別職の職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第3条、第4条関係）

- (1) 6月に支給する場合には、100分の155に引き上げること。
- (2) 平成27年12月に支給する場合には、100分の170に引き上げること。

2 特別職の職員の給料及び報酬の額を改定することとした。（別表第1関係）

3 知事、副知事及び教育長に平成28年4月から平成29年3月までの間において支給されるべき給料は、知事にあつては月額1,107,000円、副知事にあつては月額902,500円、教育長にあつては月額727,500円とすることとした。（附則第39項関係）

4 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(1)、2及び3は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 1(2)による改正後の期末手当は、平成27年12月1日から適用することとした。（附則第2項関係）
- (3) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第3項関係）

◎岩手県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第7号）

1 警察官の職員定数を増加することとした。（第2条関係）

2 警察官の階級別定数を増加することとした。（第2条の2関係）

3 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における警察官の職員定数の特例を改めることとした。（附則第4項関係）

4 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における警察官の階級別定数の特例を改めることとした。（附則第4項関係）

5 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

1 職員の退職手当について、退職手当の調整額を増額することとした。（第6条の4関係）

2 地方公営企業法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第1条関係）

3 地方独立行政法人法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第7条関係）

4 行政不服審査法の施行に伴い、所要の整備をすることとした。（第12条関係）

5 施行期日等

- (1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。ただし、3は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

1 給料表の改定

- (1) 給料表の改定を行うこととした。（第1条の規定による改正後の別表第1～別表第5関係）
- (2) 給料表の改定を行うこととした。（第2条の規定による改正後の別表第1～別表第5関係）

2 諸手当の改定

- (1) 医師等に係る初任給調整手当の支給限度額を月額412,200円から413,300円に、月額50,300円から50,500円にそれぞれ引き上げることとした。（第26条の2関係）
- (2) 一般職の職員の地域手当の級地の区分及び支給割合を改定するとともに、医療職給料表(1)の適用を受ける職員に係る支給割合を100分の15から100分の16に引き上げることとした。（第28条の2、第28条の3関係）
- (3) 一般職の職員の単身赴任手当について、基礎額を月額23,000円から30,000円に引き上げるとともに、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度額を月額45,000円から70,000円に引き上げることとした。（第29条の2関係）
- (4) 一般職の職員の管理職員特別勤務手当について、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給することとした。（第34条の2関係）
- (5) 再任用職員以外の職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第38条関係）
 - ア 6月に支給する場合においては、100分の122.5（特定幹部職員にあつては、100分の102.5）に引き上げること。
 - イ 12月に支給する場合においては、100分の137.5（平成27年12月にあつては100分の140、特定幹部職員にあつては100分の117.5（平成27年12月にあつては、100分の120））に引き上げること。
- (6) 再任用職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第38条関係）
 - ア 6月に支給する場合においては、100分の65（特定幹部職員にあつては、100分の55）に引き上げること。
 - イ 12月に支給する場合においては、100分の80（平成27年12月にあつては100分の82.5、特定幹部職員にあつては100分の70（平成27年12月にあつては、100分の72.5））に引き上げること。
- (7) 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第39条関係）
 - ア 再任用職員以外の職員においては、100分の77.5（平成27年12月にあつては100分の85、特定幹部職員にあつては100分の97.5（平成27年12月にあつては、100分の105））に引き上げること。
 - イ 再任用職員においては、100分の37.5（平成27年12月にあつては100分の40、特定幹部職員にあつては100分の47.5（平成27年12月にあつては、100分の50））に引き上げること。

- 3 管理又は監督の地位にある職員の平成28年4月から平成29年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額を減額することとした。（附則第36項関係）

- 4 地方公務員法の一部改正に伴い、級別基準職務表を定めることとした。（第5条、別表第6関係）

- 5 その他所要の整備をすることとした。（第1条、第6条、第34条、第38条の3、第40条、第41条の4、第43条の2、別表第7～別表第9関係）

6 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)、2(2)から(4)まで及び(5)から(7)まで（平成27年12月に係る部分を除く。）、3から5まで並びに6(3)から(7)までについては、平成28年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 1(1)による改正後の給料月額及び2(1)による改正後の初任給調整手当は平成27年4月1日から、2(5)から(7)までによる改正後の期末手当及び勤勉手当（平成27年12月に係る部分に限る。）は同年12月1日から適用することとした。（附則第2項関係）
- (3) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第3項～第11項関係）
- (4) この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。（附則第12項関係）

- (5) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することとした。(附則第13項関係)
- (6) 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することとした。(附則第14項関係)
- (7) 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することとした。(附則第15項関係)

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第10号)

1 給料表の改定

- (1) 給料表の改定を行うこととした。(第1条の規定による改正後の別表第1～別表第3関係)
- (2) 給料表の改定を行うこととした。(第2条の規定による改正後の別表第1～別表第3関係)

2 諸手当の改定

- (1) 職員の地域手当の級地の区分及び支給割合を改定することとした。(第23条の2関係)
- (2) 職員の単身赴任手当について、基礎額を月額23,000円から30,000円に引き上げるとともに、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度額を月額45,000円から70,000円に引き上げることとした。(第24条の2関係)
- (3) 職員の管理職員特別勤務手当について、管理又は監督の地位にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給することとした。(第28条の2関係)
- (4) 職員のうち再任用職員以外の職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。(第29条関係)
 - ア 6月に支給する場合においては、100分の122.5に引き上げること。
 - イ 12月に支給する場合においては、100分の137.5(平成27年12月にあつては、100分の140)に引き上げること。
- (5) 職員のうち再任用職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。(第29条関係)
 - ア 6月に支給する場合においては、100分の65に引き上げること。
 - イ 12月に支給する場合においては、100分の80(平成27年12月にあつては、100分の82.5)に引き上げること。
- (6) 職員の勤勉手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。(第30条関係)
 - ア 再任用職員以外の職員においては、100分の77.5(平成27年12月にあつては、100分の85)に引き上げること。
 - イ 再任用職員においては、100分の37.5(平成27年12月にあつては、100分の40)に引き上げること。

- 3 管理又は監督の地位にある職員の平成28年4月から平成29年3月までの間に支給されるべき管理職手当を減額することとした。(附則第38項関係)

- 4 地方公務員法の一部改正に伴い、級別基準職務表を定めることとした。(第6条、別表第4関係)

- 5 その他所要の整備をすることとした。(第1条、第7条、第28条、第29条の3、第31条、第31条の2関係)

6 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)、2(平成27年12月に係る部分を除く。)、3から5まで及び6(3)から(5)までについては、平成28年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 1(1)による改正後の給料月額が平成27年4月1日から、2(4)から(6)までによる改正後の期末手当及び勤勉手当(平成27年12月に係る部分に限る。)は同年12月1日から適用することとした。(附則第2項関係)
- (3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項～第11項関係)
- (4) この条例の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定めることとした。(附則第12項関係)
- (5) 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することとした。(附則第13項関係)

◎市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例(条例第11号)

- 1 義務教育学校において特別支援教育に直接従事することを本務とする職員を給料の調整額の支給対象に加えることとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(条例第12号)

- 1 給与等の特例の適用対象となる教育職員に義務教育学校の教育職員を加えることとした。(第2条関係)
- 2 地方公務員法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第1条関係)
- 3 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第13号)

- 1 給料表の改定
 - (1) 給料月額の一部を引き上げることとした。(第5条関係)
 - (2) 給料月額を引き下げることとした。(第5条関係)
- 2 期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。(第6条関係)
 - (1) 6月に支給する場合には、100分の155に引き上げること。
 - (2) 平成27年12月に支給する場合には、100分の170に引き上げること。
- 3 地方公務員法の一部改正に伴い、号級別基準職務表を定めることとした。(第5条関係)
- 4 その他所要の整備をすることとした。(第1条関係)
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)、2(1)、3及び4は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 1(1)による改正後の給料月額は平成27年4月1日から、2(2)による改正後の期末手当は同年12月1日から適用することとした。(附則第2項関係)
 - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項～第6項関係)
 - (4) この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。(附則第7項関係)

◎一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第14号)

- 1 給料表の改定
 - (1) 特定任期付職員の給料月額の一部を引き上げることとした。(第7条関係)
 - (2) 特定任期付職員の給料月額を引き下げることとした。(第7条関係)
- 2 特定任期付職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。(第9条関係)
 - (1) 6月に支給する場合には、100分の155に引き上げること。
 - (2) 平成27年12月に支給する場合には、100分の170に引き上げること。
- 3 地方公務員法の一部改正に伴い、号級別基準職務表を定めることとした。(第7条関係)
- 4 その他所要の整備をすることとした。(第1条、第10条関係)
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)、2(1)、3及び4は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 1(1)による改正後の給料月額は平成27年4月1日から、2(2)による改正後の期末手当は同年12月1日から適用することとした。(附則第2項関係)
 - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項～第6項関係)
 - (4) この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。(附則第7項関係)

◎人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例(条例第15号)

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者が知事に対し報告すべき人事行政の運営の状況について、職員の人事評価の状況及び退職管理の状況を加え、勤務成績の評定の状況を除くとともに、併せて所要の整備をすることとした。(第3条、第5条関係)
- 2 施行期日等

(1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎職員等の退職管理に関する条例(条例第16号)

1 地方公務員法第38条の2第8項及び第38条の6第2項(これらの規定を地方独立行政法人法第50条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、職員及び県が設立した同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員の退職管理に関し必要な事項を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)

2 再就職者による依頼等の規制について定めることとした。(第2条関係)

3 任命権者への届出について定めることとした。(第3条関係)

4 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例(条例第17号)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により採石法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備をすることとした。(別表第3関係)

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により砂利採取法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備をすることとした。(別表第3関係)

3 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の一部が改正されたことに伴い、歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料を廃止することとした。(別表第4関係)

4 動物用医薬品等取締規則の一部改正に伴い、動物用医薬品登録販売者試験手数料及び動物用医薬品登録販売者試験合格証明書の交付手数料を廃止することとした。(別表第6関係)

5 次の手数料の額を増額することとした。(別表第4関係)

(1) 介護支援専門員実務研修手数料

(2) 介護支援専門員更新研修手数料

(3) 主任介護支援専門員研修手数料

6 介護保険法施行規則の一部改正に伴い、主任介護支援専門員更新研修について手数料を徴収することとした。(別表第4関係)

7 職業能力開発促進法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第5関係)

8 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により農産物検査法の一部が改正されたこと等に伴い、登録検査機関登録申請等について手数料を徴収することとした。(別表第6関係)

9 長期優良住宅建築等計画認定申請において、一戸建ての住宅及び共同住宅(新築に係るものを除く。)の場合の手数料の額を定めることとした。(別表第7関係)

10 長期優良住宅建築等計画変更認定申請において、一戸建ての住宅及び共同住宅等(新築に係るものとして長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものを除く。)の場合の手数料の額を定めることとした。(別表第7関係)

11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等について手数料を徴収することとした。(別表第7関係)

12 行政不服審査法の施行に伴い、審査請求等書面等交付手数料を徴収するとともに、併せて所要の整備をすることとした。(第2条、別表第9、別表第10関係)

13 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。ただし、1から4までは公布の日から、5(1)は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。(附則関係)

◎行政手続条例の一部を改正する条例(条例第18号)

1 行政不服審査法の施行に伴い、所要の整備をすることとした。(第3条、第19条関係)

2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第19号）

1 情報公開条例の一部改正

- (1) 審理員の指名等の規定を適用除外することとした。（第18条関係）
- (2) 岩手県情報公開審査会への諮問対象及び諮問手続を改めることとした。（第19条関係）
- (3) 提出資料の送付及び閲覧等の手続を定めることとした。（第32条関係）
- (4) その他所要の整備をすることとした。（第2条、第15条、第19条、第20条、第23条、第27条～第31条、第33条、第34条、第46条関係）

2 個人情報保護条例の一部改正

- (1) 審理員の指名等の規定を適用除外することとした。（第38条関係）
- (2) 岩手県個人情報保護審査会への諮問対象及び諮問手続を改めることとした。（第39条関係）
- (3) 提出資料の送付及び閲覧等の手続を定めることとした。（第60条関係）
- (4) その他所要の整備をすることとした。（第2条、第20条、第33条の2、第39条、第40条、第51条、第55条～第59条、第61条、第62条関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、第3項関係）

◎岩手県行政不服審査会条例（条例第20号）

- 1 行政不服審査法第81条第4項の規定により、岩手県行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 審査会の組織について定めることとした。（第2条関係）
- 3 審査会の委員について定めることとした。（第3条関係）
- 4 審査会の会長について定めることとした。（第4条関係）
- 5 審査会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができること等とした。（第5条関係）
- 6 審査会の招集等審査会の会議について定めることとした。（第6条関係）
- 7 審査会に、部会を置くことができること等とした。（第7条関係）
- 8 審査会の庶務は、総務部において処理することとした。（第8条関係）
- 9 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとした。（第9条関係）
- 10 罰則について定めることとした。（第10条関係）
- 11 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 東日本大震災に係る復興整備事業における被災関連市町村との交換による土地の取得に係る不動産取得税を免除することとした。（附則第23条の4関係）
- 2 東日本大震災に係る復興整備事業における被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税を減免することとした。（附則第23条の5関係）
- 3 行政不服審査法の施行に伴い、所要の整備をすることとした。（第14条関係）
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、第3項関係)

◎県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第22号)

- 1 傷病補償年金等と障害共済年金等が併給される場合における傷病補償年金等の額の調整に係る率を定めることとした。(附則第5条関係)
- 2 傷病補償年金又は休業補償と障害厚生年金等が併給される場合における傷病補償年金及び休業補償の額の調整に係る率を定めることとした。(附則第5条関係)
- 3 その他所要の改正をすることとした。(附則第5条関係)
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 3は、平成27年10月1日から適用することとした。(附則第2項関係)
 - (3) 年金たる補償及び休業補償の内払について定めることとした。(附則第3項関係)
 - (4) この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定めることとした。(附則第4項関係)

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第23号)

- 1 農地法第4条第1項の農地の転用の許可等に係る事務を新たに花巻市が処理することとし、及び同法第4条第8項又は第5条第4項の国又は都道府県等との協議に係る事務を新たに二戸市が処理することとするほか、同法の一部改正に伴い所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 2 土地区画整理法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 4 都市計画法第29条第1項及び第2項の開発行為の許可等に係る事務を、新たに花巻市が処理することとするほか、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 5 特定非営利活動促進法第10条第1項の設立の認証等に係る事務を、新たに盛岡市が処理することとした。(別表第2関係)
- 6 都市計画法施行規則第37条の開発登録簿の閉鎖等に係る事務を、新たに花巻市が処理することとした。(別表第2関係)
- 7 施行期日等
 - (1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、第3項関係)

◎住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第24号)

- 1 本人確認情報を利用することができる事務に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1の右欄に掲げる事務を加えることとした。(別表第2関係)
- 2 その他所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 3 施行期日

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例の一部を改正する条例(条例第25号)

- 1 電気事業法の一部改正に伴い、太陽光、風力等による発電に係る努力義務に係る事業者の範囲を改めることとした。(第6条関係)
- 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎再生可能エネルギー設備導入等推進基金条例の一部を改正する条例(条例第26号)

- 1 再生可能エネルギー設備導入等推進基金条例の有効期限を平成33年12月31日まで延期することとした。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎県民生活センター条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 県民生活センター（以下「センター」という。）は、消費者安全法第10条の2第1項第1号に規定する消費生活センターとすることとした。（第1条関係）
- 2 センターの組織及び運営等について定めることとした。（第3条関係）
- 3 その他所要の整備をすることとした。（第4条～第6条関係）
- 4 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の有効期限を平成29年3月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 後期高齢者医療広域連合から徴収する後期高齢者医療財政安定化基金の拠出金に係る拠出率を引き下げることとした。（第2条関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 宮古市等の民生委員の定数を増加することとした。（本則関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成28年12月1日から施行することとした。（附則関係）

◎指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正
 - (1) 指定療養通所介護が地域密着型サービスに移行することに伴い、指定療養通所介護に係る設備及び運営に関する基準を廃止することとした。（第114条～第131条関係）
 - (2) 基準該当短期入所生活介護事業所が併設しなければならない施設に、指定地域密着型通所介護事業所を追加することとした。（第182条関係）
 - (3) 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスに、指定地域密着型通所介護を追加することとした。（第246条関係）
- 2 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスに、地域密着型通所介護を追加することとした。（第233条関係）

- 3 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第6項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第4条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第6項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第4条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第98条に規定する指定介護予防通所介護事業者が、指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定地域密着

型通所介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合の設備、備品等の基準を定めることとした。（第100条関係）

3 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎福祉交流施設条例の一部を改正する条例（条例第32号）

1 福祉交流施設の施設に第3研修室を加え、及びその利用料金の上限額について定めることとした。（別表第1、別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第33号）

1 従業者の員数等の要件を満たす指定地域密着型通所介護事業所において提供される指定地域密着型通所介護を基準該当児童発達支援等とみなすこととした。（第55条の7関係）

2 指定児童発達支援事業者が必要な援助を行うよう努めなければならない施設に、義務教育学校の前期課程を追加することとした。（第52条関係）

3 その他所要の整備をすることとした。（第55条の8関係）

4 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第34号）

1 登録定員等の要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業所等において提供される指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを基準該当自立訓練とみなすこととする事とした。（第150条の2、第160条の2関係）

2 指定通所介護のうち定員が19人未満のものが地域密着型サービスに移行することに伴い、基準該当生活介護等の基準について所要の改正をすることとした。（第96条、第150条、第160条関係）

3 その他所要の整備をすることとした。（第97条、第111条関係）

4 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例（条例第35号）

1 居室1室当たりの定員が2人以上の寄宿舎に係る寄宿舎料を廃止することとした。（第6条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎地域医療再生等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第36号）

1 地域医療再生等臨時特例基金条例の有効期限を平成31年12月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例の一部を改正する条例（条例第37号）

1 農地法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第5条関係）

2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を平成33年3月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県農業改良資金等特別会計条例を廃止する条例（条例第39号）

- 1 岩手県農業改良資金等特別会計条例を廃止することとした。（本則関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 森林整備加速化・林業再生基金条例の有効期限を平成31年3月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 漁港施設の占用料及び公共空地等占用料のうち、電柱類及び地下埋設物を設置する場合の額を減額することとした。（別表第2、別表第5関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 漁港区域に係る海岸保全区域の占用料の額を減額することとした。（別表第1関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県建築審査会条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 建築審査会の委員の任期について定めることとした。（第2条関係）
- 2 その他所要の改正をすることとした。（第3条～第11条関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎建築士法施行条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 建築士事務所の登録の実施等に関する事務を一般社団法人岩手県建築士事務所協会に行わせ、及び当該事務に係る手数料を当該法人の収入とすることとした。（第6条関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（第3条、第5条、第7条～第10条関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）
 - (3) 岩手県収入証紙条例の一部を改正することとした。（附則第3項関係）

◎県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 県営住宅に県営片岸アパートを加えることとした。（別表関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 港湾施設の占用料の額を減額することとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成28年5月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎花巻空港管理条例の一部を改正する条例（条例第47号）

1 他人の需要に応じ航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する者から徴収する着陸料についての特例措置を講ずる期間を、平成31年3月31日まで延長することとした。（附則第3項関係）

2 航空旅客取扱施設の増設に伴い空港の占用料の区分を改め、及びその額を改定することとした。（別表第2関係）

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 電気事業における総最大出力173,870キロワットを175,770キロワットに改め、発電所に築川発電所を加えることとした。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎高等学校生徒等修学等支援基金条例の一部を改正する条例（条例第49号）

1 高等学校生徒等修学等支援基金条例の有効期限を平成29年12月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第50号）

1 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。

(1) 建築基準法施行条例（第1条関係）

(2) 認定こども園の認定の要件を定める条例（第2条関係）

(3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第3条関係）

2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第51号）

1 岩手県盛岡東警察署及び岩手県紫波警察署の管轄区域を改めることとした。（第2条関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 警察署協議会条例の一部を改正することとした。（附則第2項関係）